

別添

(総則)

第1条 委託者（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）は、この契約書（仕様書を含む。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 乙は、常に善良なる管理者の注意をもって契約書記載の委託業務（以下「業務」という。）を履行しなければならない。

3 乙は、業務を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物がある場合には甲に引き渡すものとし、甲は、その委託金額を支払うものとする。

4 この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる言語は、日本語とする。

5 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

6 この契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

8 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(委託の基準)

第1条の2 甲は、産業廃棄物の収集運搬及び処分を委託するに当たっては、産業廃棄物収集運搬業及び処分業の許可を有し、産業廃棄物の収集運搬及び処分を事業範囲とする者に委託し、乙はこれを受託する。

2 前項の規定に基づき収集運搬を委託する産業廃棄物に係る乙の事業範囲は、次のとおりとする。

取り扱う産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物
積替えの有無	

3 第1項の規定に基づき処分を委託する産業廃棄物に係る乙の事業範囲は、次のとおりとする。

(1) 中間処理又は最終処分の事業の区分 中間処理・最終処分

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類及びその種類ごとの焼却処分、埋立処分などの中間処理又は最終処分の内容

取り扱う産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物
中間処理又は最終処分の内容	

4 乙の事業範囲を証するものとして、許可証の写しをこの契約書に添付する。また、乙は、許可内容に変更を生じたとき、許可の更新の申請をしたとき又は許可の更新がされたときは、甲に対して速やかに通知し、かつ、変更後の許可証、更新申請書又は更新後の許可証の写しを提出しなければならない。

(産業廃棄物の種類)

第2条 甲が乙に対して収集運搬を委託する産業廃棄物の種類及び運搬の最終目的地（処分場所又は処分施設）の所在地等は次のとおりとする。

廃棄物の種類	感染性産業廃棄物
最終目的地（処分場所又は処理施設）の所在地	

2 甲が乙に対して処分を委託する産業廃棄物の種類及び処分場所（処理施設）の所在地等は次のとおりとする。

廃棄物の種類		感染性産業廃棄物
中間処理	処理方法	
	処理能力	
	処理施設の所在地	
最終処分	処分方法	
	処理能力	
	処分場所の所在地	

（積替え保管）

第2条の2 乙は、収集運搬を受託するに当たって積替え又は保管を行うときは、甲の承諾を得て次の積替え又は保管を行う場所で行わなければならない。

積替え又は保管を行う場所の所在地	
保管できる産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物
積替えのための保管上限	面積 高さ

（産業廃棄物管理票）

第2条の3 甲は、乙に産業廃棄物を引渡すときは、引渡しと同時に、必要事項を記載した産業廃棄物管理票（以下「管理票」という。）を交付しなければならない。

2 乙は、委託に係る産業廃棄物の収集運搬及び処分を終了したとき、又は、最終処分が終了したことを確認したときは、管理票に必要事項を記載し、これらのときから10日以内に甲に送付しなければならない。

（適正処理）

第2条の4 乙は、受託に係る産業廃棄物について、法に基づき適正に処理しなければならない。

（適正処理に関する情報）

第2条の5 甲が乙に対して処理を委託する産業廃棄物の適正処理に関して必要な情報は、次のとおりとする。

- （1）当該産業廃棄物の性状及び荷姿 固形状、ダンボール箱又はペール缶入り
- （2）通常の保管状況の下での腐敗、揮発等性状の変化 なし
- （3）他の廃棄物との混合等により生ずる支障 なし
- （4）日本産業規格 J I S C 0 9 5 0 号に規定する含有マークの表示 なし
- （5）石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等の有無なし

2 甲は、前項の情報に変更が生じる場合には、甲と乙の協議の上、乙に対して事前に情報を提供しなければならない。この場合、書面をもって情報を提供するものとし、変更となる時点を明確にしなければならない。

3 甲は、委託する産業廃棄物に有害な化学反応を起こさせる他の物質を混入してはならない。万一混入したため、乙の処理業務に重大な支障を生じ、又は生ずるおそれがあるときは、乙は、当該産業廃棄物の引取りを拒むことができる。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第3条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認

を得た場合は、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第4条 乙は、業務の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

(監督員)

第5条 甲は、監督員を置いたときは、書面をもって乙に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

(業務責任者)

第6条 乙は、業務責任者を定め、書面をもって甲に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

(運搬状況及び処理状況の報告)

第7条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して産業廃棄物の運搬状況及び処理状況に関する報告を求めることができる。

(契約の変更)

第8条 契約の履行期間中において、市場価格に著しい変動があった場合には、甲と乙の協議の上、委託金額の変更を行うことができるものとする。

2 前項のほか、甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更することができる。

(履行期間の延長)

第9条 乙は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に業務を完了することができないことが明らかとなったときは、甲に対して遅滞なくその理由を明示した書面をもって履行期間の延長を求めることができる。

2 甲は、前項の規定による請求があった場合は、その内容を検討し、正当であると認めたときは、履行期間を延長することができる。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第10条 業務の処理に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担するものとする。

(受託業務終了時の報告)

第11条 乙は、受託に係る産業廃棄物の処理を完了したときは、完了報告書を作成して甲に提出しなければならない。

2 前項の報告は、月毎に行うこととし、第2条の3第2項に定める管理票のうち、当該月の最後に収集した分の管理票と合わせて提出するものとする。

(検査)

第11条の2 甲は、前条の完了報告書を受けたときは、その日から10日以内に業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。ただし、検査は毎会計年度の末日までに行わなければならない。

2 乙は、前項の検査に合格しないときは、遅滞なく当該業務の補正を行い、甲の検査を受けなければならない。この場合、補正の完了を業務の完了とみなして前条及び前項の規定を適用する。

(委託金額の支払)

第12条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲の指示する手続に従って委託金額の支払を請求するものとする。

2 前項の委託金額は、その月の処分量の合計及び運搬回数にそれぞれ別表に定める単価を乗じた額の合計に100分の10を乗じて得た消費税及び地方消費税の額を加えた額とする。

3 甲は、適法な請求書を受領した日から30日以内に、乙に委託金額を支払わなければならない。

(履行遅滞の場合の違約金等)

第13条 乙の責めに帰すべき理由により履行期間内に業務を完了することができなかったときは、遅延日数に応じ、委託金額に年3.0パーセントの割合を乗じて計算した金額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、違約金の総額が100円に満たないときは、この限りでない。

2 甲の責めに帰すべき理由により、前条第3項の規定による委託金額の支払が遅れた場合は、乙は、その遅延日数に応じ、未受領金額に年3.0パーセントの割合を乗じて計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。ただし、遅延利息の総額が100円に満たないときは、甲は、これを支払うことを要しないものとし、その額に100円に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 第1項における委託金額は、契約保証金における委託金額の算定方式を準用する。
(談合等の不正行為に係る損害の賠償)

第14条 この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、この契約による委託金額(この契約締結後、第12条第2項により計算された委託金額の合計)の10分の2に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。

(1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項又は第8条の3の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体(以下「乙等」という。)に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）の独占禁止法第 8 9 条第 1 項に規定する刑が確定したとき。

(5) この契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 9 6 条の 6 に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害額が前項に規定する損害額を超える場合は、甲がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

3 乙が前 2 項の賠償金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をした日までの日数に応じ、年 3. 0 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（甲の催告による契約の解除）

第 1 5 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく受託した業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) 履行期間内に受託した業務が完了しないとき又は完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約の義務を履行しないとき。

（甲の催告によらない契約の解除）

第 1 6 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第 3 条の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。

(2) この契約の締結及び履行に当たり、不正の行為をしたとき。

(3) 履行期間内に受託した業務を完了させることができないことが明らかであるとき。

(4) この契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(5) この契約の債務の一部の履行が不能である場合又はその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(6) この契約の受託した業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務を履行せず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(8) 乙からこの契約の解除の申入れがあったとき。

(9) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約（以下「再委託契約等」という。）に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約等の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該再委託契約等の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 甲は、第1項各号に規定する場合のほか、必要があるときは、乙と協議して契約を解除することができる。

（契約の解除に伴う未処理医療廃棄物の取扱い）

第16条の2 前2条の規定に基づき契約を解除する場合であつて、委託に係る産業廃棄物の処理が完了したことを確認できないときは、甲と乙の協議により、当該未処理産業廃棄物を次のいずれかの方法で処理することを定めた後でなければ、契約を解除することができない。なお、甲、乙の一方に当該産業廃棄物を処理する能力がないと認められるときは、他方が処分の責を負うものとする。

（1）法令に定める基準に従って再委託を行う。

（2）甲が引取り、別途処分を行う。

（乙の損害賠償義務等）

第17条 第15条及び第16条第1項の規定により、この契約が解除されたときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、当該解除の理由が乙の責めに帰することができないものであると甲が認めたときは、この限りでない。

（1）契約保証金が免除されているとき 乙は、委託金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の請求に基づき甲に支払わなければならない。

（2）契約保証金が納付されているとき 当該契約保証金は甲に帰属するものとする。ただし、当該契約保証金の額が委託金額の10分の1に相当する額に満たないときは、乙は、その不足額を違約金として甲の請求に基づき甲に支払わなければならない。

2 前項の場合において、甲に生じた損害の額が、当該契約保証金及び当該違約金の額を超えるときは、乙は、その超える額を甲の請求に基づき速やかに甲に支払わなければならない。

3 第15条及び第16条第1項の規定により、この契約が解除された場合において、

解除により乙に損害があっても、甲はその責めを負わないものとする。

4 第1項における委託金額は、契約保証金における委託金額の算定方式を準用する。
(秘密の保持等)

第18条 乙は、業務の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らし、又は業務の履行以外の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の費用)

第19条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(暴力団員等からの不当な要求の報告)

第20条 乙は、乙又は再委託契約等の相手方が、この契約又は当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。次項において同じ。）から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、甲への報告、警察本部又は警察署への通報（次項において「報告等」という。）をしなければならない。

2 乙は、再委託契約等の相手方に対し、当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、報告等をするよう措置を講じなければならない。

(契約書等の保存期間)

第21条 甲及び乙は、この契約書並びに産業廃棄物収集運搬業許可証及び産業廃棄物処分業許可証の写しを履行期間の終了日から5年間保存しなければならない。

(定めのない事項等)

第22条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じた場合については、甲、乙協議して定めるものとする。